

萩原町商工会だより



令和6年12月吉日（師走）発行：萩原町商工会
TEL：0576-52-2500
https://www.gifushoko.or.jp/hagiwara/ 下呂市萩原町萩原 1166-24

多くのお客様にご来場いただきました！ 飛騨街道 天領朝市

昨年度までは7月初旬～11月中旬の間、毎週金曜日開催して
いました「飛騨街道 天領朝市」。今年度は7月～11月の各
月第2・第4の土曜日を開催日とし、先日11月23日、最
終回を迎え、無事10回を終えることができました。

最終回23日の「天領朝市」では、今年の元日に発生した能
登半島地震、9月の能登半島
豪雨と、大変大きな被害を受
けられた能登地方の支援の一
助として、能登町商工会様
のご協力により「能登物産品
販売」を開催。約200名の
お客様が訪れ、能登の特産品のお買い物を楽しまれていま
した。休日を利用した市外への買い物客の流出等、土曜日の
開催に不安を感じながらのスタートでしたが、10回開催で延
べ4,500名の来場者があり、金曜日開催では見られなかった
子供連れの家族の方や、県外からの観光客の方の姿も多く見
られるようになりました。



今年度の開催状況を役員会等で協議する中で、15年にわたり
続けてきた「飛騨街道 天領朝市」が、地域商店街の活性化
と下呂市の地域振興の一助となるよう、次年度も創意工夫し
継続していきたいと考えています。

※「能登物産品販売」における収益金並びに義援金につ
いては、全額被災地に送金いたします。

令和6年分の年末調整

【年末調整】・・・今一度確認！

年末調整を一言でいうと、従業員や専従者の最終的な年税額
を年末に計算し、精算する手続きのことです。通常、従業員
や専従者が納付する所得税は、毎月の給与や賞与などを支給
するたびに、そこから源泉徴収しています。
ただし、「扶養する家族に異動があった」場
合や、「生命保険料や地震保険料などの所得
控除がある」等の理由により毎月の給与控除額の
合計と本来の年税額が一致しないケースが多くあります。
そこで1月から12月までの1年分の収入が確定した時点で
正確な所得税額を計算し、過不足を精算するため年末調整を
行うことになります。



この年末調整は、源泉徴収義務者である事業所に実施が義務
付けられており、年末調整を実施した後は、税務署や従業員
が居住する市区町村にその内容を報告することが必要です。
尚、令和6年については、所得税の「定額減税」が実施され
ています。今年の6月1日以後に支払う給与等において行わ

れている「月次減税」と年末調整において行う「年調減税」
があります。今一度ご確認ください、お間違いのない事務手
続きをお願いします。

また、商工会では例年通り、年末調整の事務についての支援
をさせていただきます。来会される方は、各種控除証明書等
お忘れ物のないようお越しください。期限が近くなりますと、
大変混雑しますので、お早めに来会されますことをお勧めし
ます。

※源泉所得税納付期限 令和7年1月10日（金）

但し、納期特例届出事業者は1月20日（月）となります。

☆年末調整事務に準備していただくもの☆

①納付書・法定調書合計表・源泉徴収票・7月に納付した
源泉税の領収書

（注）納付書は、税務署から送付されたもの（整理番号・
お名前等がすでに印字されている納付書）しか使用で
きません。納付書が無い方は、税務署に再作成を依頼
してください。また、税務署・市役所から送られてき
ている書類を袋ごとご持参ください。

②各種証明書

生命保険・個人年金・介護保険料・地震保険・建更等証明書

③給与所得者の保険料控除申告書

④給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

⑤給与所得者の配偶者控除等申告書

⑥所得税源泉徴収簿

⑦マイナンバーが確認できるもの



給与支払報告書の提出について（下呂市税務課提出）

年末調整事務において、毎年、下呂市税務課に給与支払報
告書を提出していただいておりますが、今一度下記の事項につ
いて確認し期日までに必ず提出してください。

①提出の対象となる方（少額でも提出が必要です）

令和6年中（1月1日～12月31日）に給与等の支払
いを受けたすべての従業員等。

②提出期限

令和7年1月16日（木） 源泉税納付期限とは違います。

③提出物

・給与支払報告書（総括表）

事業所全体の個人別明細書をまとめる表紙

・給与支払報告書（個人別明細書）

給与の支払いを受ける者1人につき1枚提出

・仕切紙

対象者の徴収方法（特別徴収／普通徴収）判別の仕切り

※事業所等に勤務されている方の個人住民税は、所得
税と同様に、原則として事業主の皆さまに徴収をし
ていただいたうえで、課税した市町村に納入してい
ただくことが必要です（特別徴収）。



確定申告に向けてお早めにご準備ください！ 決算・所得税、消費税確定申告

商工会では、個人事業主の決算・確定申告全般にわたり、一
連の支援業務を行います。昨年まで、商工会で支援を実施さ

せていただいた事業所の方には、後日、申告指導支援の案内を郵送させていただく予定です。

年明け頃「そろそろ準備しないと」と思いつつも、なかなか動き出せない・・・早め早めの対応がトラブルを防ぎます。



商工会の記帳機械化を利用している皆さまにおいては、「収支日計帳」を早めに提出いただくようご協力をお願いいたします。

STOP！ 冬季労働災害プロジェクト

飛騨地区では、冬季の厳しい気象条件の影響を受け、積雪・凍結・寒冷に起因した冬季特有の災害が発生しています。令和元年度から令和5年度の5か年の冬季（12/1～3/31）において、休業4日以上労働災害が298件発生していますが、そのうち、冬季特有の労働災害は82件（27.5%）となっています。その災害の内訳は、路面の凍結等による転倒災害が61件と最も多く、手足の骨折等を伴う重傷災害が多くなっています。続いて、屋根の雪下ろし時等における墜落・転落災害10件、車やオートバイのスリップ等による交通事故が4件発生しています。また、全国的に見ると、除雪作業用重機の転落災害、燃焼式暖房器具使用時による一酸化炭素中毒などの労働災害も散見されます。



このため、高山労働基準監督署では、12月1日から翌年3月31日までの4か月間、「STOP！ 冬季労働災害プロジェクト」を推進しています。下記の重点目標をもとに、労働災害防止のため積極的な取り組みをお願いします。

【重点目標】

積雪・凍結・寒冷に起因した冬季特有の転倒災害、墜落・転落災害、交通事故、重機による災害及び一酸化炭素中毒の防止

尚、「令和6年度 STOP！ 冬季労働災害プロジェクト実施要綱」及び「推進リーフレット」は、高山労働基準監督署のホームページをごらんください。

日本政策金融公庫からのご案内 マル経融資・教育ローン

■小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

商工会の経営指導を受けている小規模事業者のみが、商工会の推薦で無担保・無保証人・低利で利用できる融資制度です。

審査に通ると日本政策金融公庫から融資が受けられることになります。資金繰りの改善や事業の発展にお役立てください。



【資金使途】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 2,000万円

【返済期間】 運転資金：7年以内（据置期間1年）
設備資金：10年以内（据置期間2年）

【利率】 年1.65（令和6年12月2日現在）

※新型コロナウイルス感染症への対策として通常枠とは別枠での取扱いもあります。

※下呂市による利子補給制度もあります。（償還開始日から12ヵ月間、利子額の全額を補助）

すでに「マル経融資」の利用がある事業所は、前貸決済の借替えも検討できます。また初めて利用を希望される事業所も、お気軽にご相談ください。まずはお電話を！

各種施策をうまく使って、ビジネスを一步前に！ 各種補助金の申請について

会員の皆さまから「〇〇をするから何か補助金はないの？」といったお問合せをいただくことが増えています。確かに事業計画をもとに「補助金」を申請され、販路拡大等に結びつく事業を展開する前向きな姿勢は大変大切なことだと思います。来年度も、多くの事業者支援の補助金が予算化されると思われますが、今一度「補助金」というもののあり方について考え、今後の申請に取り組んでいただきたいと思います。

そもそも補助金とは、国・県・市といった行政が、政策目標を達成するために、事業者に支給するお金のことを言います。その趣旨にかなった取り組みを行う事業者を支援するために支給され、融資と違って、原則返済する必要がないものです。しかし、申請書の審査や申請期間等、注意しなければならないことも多くあります。補助金がほしいがゆえに、本当はやるつもりもないような内容の事業計画を作成するというのは本末転倒です。

補助金は通常、自己負担がともないますので、売上や利益の向上につながらなければ資金の無駄使いになってしまいます。事業計画（経営計画）作成を通じて経営課題を把握した上で、その課題解決のための道筋を明らかにし、課題解決のための手段として補助金を有効活用するというのが本来の姿と言えます。



また、補助事業が採択され事業を実施し完了すると、それで終わってしまっていないですか。採択された補助事業の成果をふり返り、その結果をふまえ次の事業展開につなげていくことが最も重要なことです。

商工会では、経営計画の作成から補助金の活用等、さまざまなサポートを行っています。お気軽にご相談ください。

年末に向けて体調管理を！



年末に向けて何かとあわただしくなり、食生活も油断しがちになるかと思います。今一度、自分の食生活を振り返り、元気に新しい年を迎えていただきたいと思います。特に寒くなると、塩分を取りすぎることも多くなるとはいますが、塩分過多は「高血圧」にもつながります。1日の塩分目安量は、15歳以上の男性で7.5g未満、12歳以上の女性で6.5g未満とされています。食品には必ず塩分量が表示されており、この機会に家庭でも塩分量チェックを行ってみてはどうでしょうか？「健康」を維持することが、事業の繁栄にもつながっていくと思います。

☆年末年始の事務局の休業について☆

- ・12月27日（金）商品券換金等は午前中に来会ください。
- ・12月28日（土）～1月5日（日）の9日間は、事務局は休業させていただきます。
- ・1月6日（月）より通常通りの業務となりますが、午前中は新年あいさつまわり等で職員不在となる場合があります。

ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。